

## 法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（12月26日現在）
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について 令和7年12月12日公表	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第10回締約国会議（令和4年6月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、「PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）関連物質」を指定すること等について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正を行うもの。 <a href="https://www.env.go.jp/press/press_01937.html">https://www.env.go.jp/press/press_01937.html</a>
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の全面施行 令和7年11月21日 全面施行	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が全面施行された。 <b>【法律の概要】</b> 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、以下の措置を講ずる。 ①国による基本方針の策定 ②特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表 ③再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設 <a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html">https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html</a>
環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令の閣議決定等について 令和7年11月14日公表	環境影響評価法の一部を改正する法律において、事業の透明性の向上による地域の理解醸成や後続事業者による効果的な環境影響評価の実施に資するため、環境大臣が事業者の同意を得た上で、政令で定める期間、環境影響評価に係る書類等を公開できることとする等の措置を行ったことを受け、環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令を制定するもの。 <b>【概要】</b> ・政令で定める期間を事業者の同意を得た日から起算して30年とする ・環境影響評価に係る書類等の公開の規定等の施行期日を令和8年4月1日とする <a href="https://www.env.go.jp/press/press_01709.html">https://www.env.go.jp/press/press_01709.html</a>
環境省告示第六十六号 排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件 令和7年9月11日公布 令和7年10月1日施行	排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（環境省告示第66号）が令和7年9月11日に公布され、10月1日から施行された。 <b>【主な改正点】</b> ・一般廃棄物焼却施設又は非鉄金属製造施設において、一定の条件を満たした場合、連続測定法の導入を認める。 <a href="https://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html">https://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html</a>
政令第三百二十七号 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令 令和7年9月18日公布 令和8年1月1日施行	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部が改正された。 <b>【政令の概要】</b> 算定割当量（京都議定書に基づくクレジット）の規定の削除やその手続に係る手数料の削除を定める一方、経過措置を設け、それらの規定の効力は存続する。 <a href="https://www.env.go.jp/press/press_00724.html">https://www.env.go.jp/press/press_00724.html</a>